

## 再生可能エネルギー発電設備等の低圧連系に係る工事費負担金の単価制の導入について

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、再生可能エネルギー発電設備等の低圧連系に係る工事費負担金につきましては、工事費負担金の予見性向上とご請求の迅速化を目的として、2020年3月1日以降の申込受付分より、下記のとおり、単価制を導入することといたしましたので、ご理解・ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 単価制の概要

低圧分散型電源の系統連系に伴い、当社の供給設備に工事が発生する場合には、下表①～③の工事区分に応じた単価をもとに算定した工事費の合計を工事費負担金として申し受けます。

| 工事区分 |       | 単価※        |            |
|------|-------|------------|------------|
| ①    | 建柱工事  | 132,100円/本 |            |
| ②    | 架空線工事 | 高圧線以下工事    | 14,600円/kW |
|      |       | 変圧器以下工事    | 9,000円/kW  |
|      |       | 低圧線以下工事    | 7,900円/kW  |
|      |       | 引込線以下工事    | 2,000円/kW  |
|      |       | 引込口接続工事    | 実費請求       |
| ③    | 計量器工事 | 実費請求       |            |

※ 単価表中に用いるkWは、契約受電電力といたします。

(注1) 地中化工事等の大規模な工事となる場合や高圧および特別高圧連系に係る工事費負担金については、従来どおり個別積算に基づく算定方法により工事費負担金を算定いたします。

(注2) 余剰配線で、契約受電電力が、  
・10kW以上で契約設備電力以下となる場合  
・10kW未満の場合

については、連系時の工事費負担金を申し受けないことといたします。

ただし、連系後の対策工事については、実費を申し受けることがあります。また、10kW未満であっても需要場所の特別措置を適用する場合については、工事費負担金を申し受けます。

(注3) 工事費負担金の算定に用いる契約受電電力は、小数点以下第1位で四捨五入した値といたします。

(注4) 上記単価は、消費税等相当額を含んでおりません。工事費負担金には消費税等相当額を別途加算いたします。

#### 2. 実施日

2020年3月1日以降の申込受付分より適用いたします。

以上